

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正することについて

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、換地処分を行った際の清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率について、民法に規定する法定利率とするため、改正するものであります。

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例（平成27年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「利子は、年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例第19条第2項の規定は、施行日の前日以後に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公告があった換地処分に係る清算金に付すべき利子の利率について適用し、施行日の前々日までに同項の規定による公告があった換地処分に係る清算金に付すべき利子の利率については、なお従前の例による。

議案第14号 秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合におけるその清算金に付すべき<u>利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率とし、前項後段に規定する日から付するものとする。</u></p> <p>3-7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例第19条第2項の規定は、施行日の前日以後に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公告があった換地処</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合におけるその清算金に付すべき<u>利子は、年6パーセントとし、前項後段に規定する日から付するものとする。</u></p> <p>3-7 (略)</p>

分に係る清算金に付すべき利子の利率について適用し、施行日の前々日までに同項の規定による公告があった換地処分に係る清算金に付すべき利子の利率については、なお従前の例による。

清算金の分割徴収及び分割交付における利子の利率の変更について

1 土地区画整理事業における清算金

土地区画整理事業では、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第87条第1項の規定により、換地の内容及び清算金（整理前後において生じた土地の不均衡を是正する金額）を定める換地計画を作成し、施行地区内の関係権利者に通知します。

清算金の金額は、換地処分公告の日の翌日に確定し、施行者は、関係権利者に対して清算金の徴収又は交付を行い、滞納がある場合は、滞納処分を行います。

清算金の徴収又は交付においては、法第110条第2項の規定により、「利子を付して、分割徴収し、又は分割交付する」ことができ、その利子の利率は、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「施行令」という。）第61条第1項の規定により、「年6パーセント（分割徴収する場合にあっては、年6パーセント以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）」とされています。

2 利率の変更

施行令の改正に伴い、清算金の分割徴収又は分割交付における利子の利率を「年6パーセント」から「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率」とするものです。

なお、法定利率は、改正民法（令和2年4月1日施行）第404条第2項の規定により年3パーセントとされ、同法の施行後、3年ごとに見直されます。